

環境省告示第五十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成十年九月環境庁告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣 細野 豪志

第1の1中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。）」を加える。